

議案第105号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例制定について
甲府市子ども屋内運動遊び場条例を次のように定める。

令和2年8月31日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市子ども屋内運動遊び場条例

(設置)

第1条 遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与するため、甲府市子ども屋内運動遊び場（以下「屋内遊び場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 屋内遊び場の位置は、甲府市丸の内一丁目10番7号とする。

(事業)

第3条 屋内遊び場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの運動遊びの場の提供に関する事。
- (2) 子どもの運動能力を高めるために必要な事項に関する事。
- (3) 子どもの心身の健康の維持及び増進を図るために必要な事項に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋内遊び場の設置目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間等)

第4条 屋内遊び場の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月1日まで

2 屋内遊び場の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、利用時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間及び利用時間を変更することができる。

(利用できる者)

第5条 屋内遊び場を利用することができる者は、小学生以下の者（以下「児童」という。）及びその保護者その他当該児童の付添人（以下「保護者等」という。）とする。

2 前項に規定する児童の付添人は、成年に達した者でなければならない。

3 児童が屋内遊び場を利用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋内遊び場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。

(4) 伝染性疾患に感染しているなど、他人の健康に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、屋内遊び場の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可)

第7条 屋内遊び場を利用しようとする者は、個人で利用する場合にあっては利用の際に、児童10人以上とその保護者等で構成する団体（次項、第12条及び別表第2において「団体」という。）で利用する場合にあっては利用しようとする日の6月前から7日前までの間に市長の許可を受けなければならない。

2 団体で利用する場合において、利用しようとする日が土曜日、日曜日及び休日であるときは、市長は許可をしないものとする。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件

を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、これらの処分により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けても、市長は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用条件に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (3) 災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。
- (4) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 屋内遊び場を利用しようとする者は、第7条の許可を受ける際に、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(一日利用券)

第10条 市長は、土曜日、日曜日及び休日を除き、児童（個人利用の場合に限る。）の一日利用券を発行することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用の許可を受けた団体が、利用しようとする日の7日前までに取消しを申し出たときのほか、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により屋内遊び場の施設、設備等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 屋内遊び場において生じた損害については、市の責めに帰すべき事由に基づく

ものを除き、市は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例(昭和43年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(27) 子ども屋内運動遊び場

別表第1 (第4条関係)

区分	利用時間
第1クール	午前10時から午前11時30分まで
第2クール	午後0時から午後1時30分まで
第3クール	午後2時から午後3時30分まで
第4クール	午後4時から午後5時30分まで

別表第2 (第9条関係)

個人利用の場合

区分		金額
児童	1歳未満	無料
	1歳以上	1クールにつき
1日につき(一日利用券)		500円
保護者等		1日につき 200円

団体利用の場合

区分		金額
児童1人につき	1歳未満	無料
	1歳以上	1クールにつき 200円
保護者等1人につき		1クールにつき 100円

備考 一日利用券とは、発行当日に限り利用回数を制限されないものをいう。

提案理由

遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与するため、甲府市子ども屋内運動遊び場を設置するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。